

祖父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた 場合の贈与税の非課税制度

はじめに

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、本制度が創設されました。

結婚子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度とは

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に※1金融機関との一定の契約に基づき、※2金銭等を子供や孫に贈与した場合1,000万円まで贈与税が非課税になる制度です。ただし以下の要件を満たす必要があります。

- ・子や孫は20歳以上50歳未満
- ・結婚に対する費用は300万円まで
- ・金融機関を経由して結婚子育て資金非課税申告書を税務署に提出すること

※1 取扱金融機関はこちら <http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

<対象となる費目>

・挙式費用、披露宴費用（いずれも入籍日の1年前の日以後に支払われるもの）、新居の転居費用、不妊治療費、妊婦健診費用、出産費用、産後ケアに係る費用、子の医療費、子の入園料、保育料（小学校就学前の子に限る）等

<対象とならない費目>

・結婚情報サービスの利用など婚活に要する費用、婚約指輪、結納費用、新婚旅行代、新居の光熱費、家具家電購入費、処方箋に基づかない医薬品代、治療のために遠隔地や海外に渡航する際の交通費、宿泊費 等

本制度のメリット・デメリット

<メリット>

- ・贈与者が死亡した時に子が既に他界している場合、贈与財産が孫にかかる相続税の2割加算の対象外となる
- ・管理残額が残っている場合、相続開始前3年以内であれば※生前贈与加算の対象外

※相続開始前3年以内の贈与財産は原則相続税の課税価格に算入される。

<デメリット>

- ・支出の都度、金融機関に領収書を提出しなければならない。
- ・信託財産の管理手数料が必要となる。
- ・使える費目が限られる。
- ・受贈者が50歳に達するまでに贈与者が死亡した際に管理残額があった場合、管理残額に相続税が課税される。

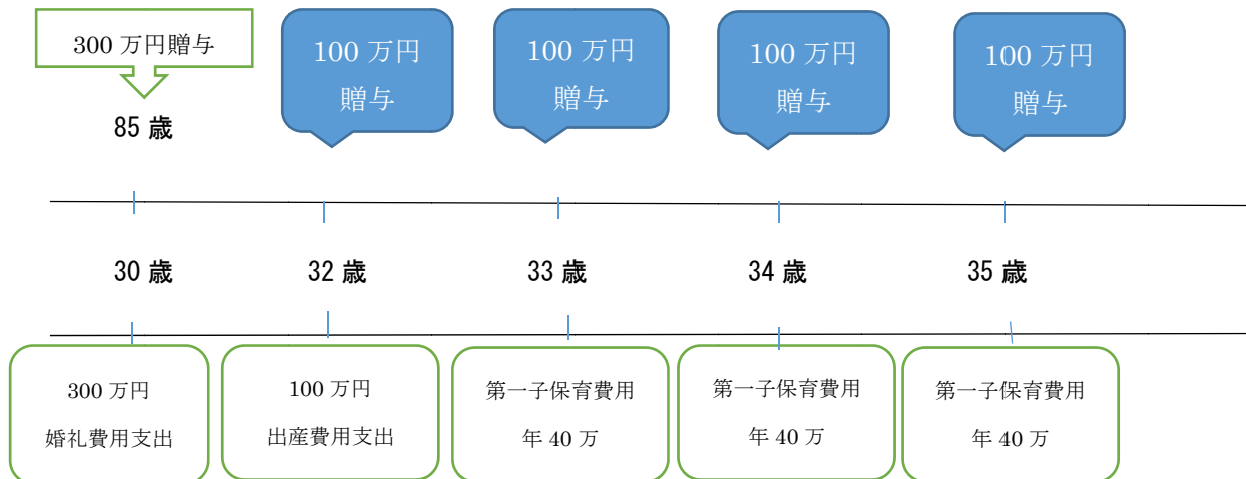
結 論

・ 贈与者が死亡した時点で贈与財産が残った場合財産に相続税が課税されるため、贈与者の年齢に応じて計画的な贈与額を決めることが必要。

(例) 85歳の贈与者が30歳の孫に1,000万円を贈与した場合



(提案) 85歳の贈与者が30歳の孫に婚礼費用のみ結婚子育て資金非課税信託を利用し300万円を贈与。
その後は必要都度に応じて※暦年贈与を使用し贈与をする。



※暦年贈与；1年間（1月1日から12月31日迄）の間に受贈者は110万円以内の贈与を受けても贈与税は課税されない。